

令和4年度 外郭団体の点検評価結果

<報告事項>

- 1 外郭団体の点検評価について
- 2 本県の外郭団体の定義
- 3 外郭団体に対する指導監督権限
- 4 点検評価結果

経営管理部 行政経営課

1 外郭団体の点検評価について

目的 外郭団体等の効果的かつ能率的な運営を図る

点検内容 団体の必要性、経営の健全性、事業の有効性等

(点検の流れ)

点検評価の実施

- ・ 各外郭団体での自己点検
- ・ 各団体の県所管課での評価

外部視点による客観性向上、評価の充実

- ・ 県議会に提出
- ・ 行政経営推進委員会で検証

(根拠) ○第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について (H26.8.5 総務省自治財政局長通知 (総財公第102号))
第1_1(3) 地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。
評価に当たっては、外部の専門家の意見等も参考としつつ、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する (以下、略)

○静岡県外郭団体等点検評価要綱

第4条 県は、点検評価表の作成に当たっては、外郭団体等と協力して課題の適切な把握及び改善の方向性の明確化を図るとともに、県の関与の必要性等について検証を行い、必要に応じて有識者の視点も活用して、評価の充実に努めるものとする。

2 本県の外郭団体の定義

外郭団体

(29 団体)

- ・ 地方3公社及び3公社を社員とする法人 (4)
 - ・ 県出資25%以上の法人 (20)
 - ・ 県が出資し、職員を派遣している法人 (3)
 - ・ 県出資25%以上の株式会社 (2)
-

その他 県出資法人

(24 団体)

- ・ 県出資25%未満の法人 (11)
 - ・ 県出資25%未満の株式会社 (13)
-

出資：資本金、基本金その他これらに準ずるもの（地方自治法施行令第140条の7、第152条）
（社団法人又は財団法人の場合、設立時等に県が拠出した出捐金等が該当）

3(1) 公社に対する指導監督権限

設立者	地方公共団体（土地）、県又は政令指定都市（道路、住宅）に限定
理事等	理事及び監事（土地）、理事長及び監事（道路、住宅）は、設立団体の長が任命
指導等	必要に応じて公社に報告を求め、検査を行うことが可能なほか、業務に関し必要な命令が可能

- (根拠) ○静岡県土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律）
（第10条 設立、第13条 出資、第16条 役員任命、第19条 監督）
- 静岡県道路公社（地方道路公社法）
（第4条 出資、第8条 設立、第13条 役員任命、第38条 報告及び検査、第39条 監督命令）
- 静岡県住宅供給公社（地方住宅供給公社法）
（第4条 出資、第8条 設立、第13条 役員任命、第40条 報告及び検査、第41条 監督命令）

3(2) 株式会社・社団法人・財団法人に対する指導監督権限

株式会社 (根拠：会社法)

- ・ 持株割合により**株主としての権利行使**が可能
(例) 株主総会の議決権、解散請求権、株主提案権 など

県出資 25%以上の法人 (根拠：地方自治法)

- ・ 収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、
予算の執行状況を実地について調査し、又は
その結果に基づき必要な措置を講ずることを求めることが可能
⇒ 「**必要な措置を講ずること**」を求められるのは、**出資金について、
出資の目的に従って適正に管理されることを確保するため
必要があるときであり、法人の独自の権限の行使について、
普通地方公共団体の長の関与を認める趣旨を含むものではない**

4 点検評価結果(令和4年度)

	良好	改善を要する	抜本的な改革が必要
事業成果	18団体 (18団体)	9団体 (9団体)	2団体 (2団体)
団体の必要性	27団体 (27団体)	1団体 (1団体)	1団体 (1団体)
経営の健全性	17団体 (19団体)	10団体 (8団体)	2団体 (2団体)

対象は29団体。 ()内は前年度の評価結果。

静岡県労働福祉事業協会、静岡県青少年会館

4(1) 静岡県労働福祉事業協会の点検評価結果

主な事業内容

- ・ おおとり荘運営事業（自主事業）
- ・ 労政会館運営事業（県委託）

▼ 「抜本的な改革が必要」と評価された項目とその理由

事業成果

R3 「×」 R4 「×」

新型コロナウイルス感染症等の厳しい環境の中、経営努力は認められるものの、**おおとり荘の宿泊人員、労政会館の利用率ともに目標達成には至らなかった。**

経営の健全性

R3 「×」 R4 「×」

労政会館はほぼ収支均衡、
おおとり荘は赤字削減の改善傾向が見られるが、
平成27年度以降キャッシュフローベースでも赤字が続いており、一層の収支改善が求められる。

4(2) 静岡県青少年会館の点検評価結果

主な事業内容

- ・ 青少年交流スペース「アンダンテ」事業（県委託）
- ・ 青少年会館の管理運営、青少年活動の指導者養成事業（自主事業）

▼ 「抜本的な改革が必要」と評価された項目とその理由

事業成果 R3 「×」 R4 「×」

青少年会館の会議室利用者数が前年度比で微増したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者減少の傾向は加速化している。

団体の必要性 R3 「×」 R4 「×」

青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、会館の利活用は減少し、設立目的に沿った指導者養成や研修等の事業展開はできていない。自主的な運営も困難となっており、必要性は低下している。

経営の健全性 R3 「×」 R4 「×」

単年度収支は大幅な赤字だが、抜本的な経営改善がなされていない。現金の不足を補うため積立金を取り崩すなど、不安定な経営を続け、収益の柱である会議室貸付収入も毎年度減少しており、厳しい状況。基本財産を活用した国債の運用では、年々評価損が拡充し、運用益の確保についても非常に厳しい。

4(3) 2団体へのこれまでの当委員会の意見

静岡県労働福祉事業協会

(令和元年度)

- おおとり荘については、令和5年3月(土地借用期限)に向け、明確な数値目標を設定し、それに基づく1年ごとの改善状況の確認・評価を徹底するよう、指導・助言すること。

(令和3年度)

- アフターコロナを見据えた場合、経営面で大きな課題に直面することになると考えられる。このため、事業からの撤退を含め、抜本的な改革を進める必要があることから、引き続き、改革成果を確認し、検証を行っていくこと。
- 仮に事業から撤退するとしても、その方法論や権限等の課題がある。一方、こうして委員会で検討することもコストがかかる。

静岡県青少年会館

(令和3年度)

- 関係機関と調整し、令和4年度末の解散に向け、着実に手続を進めて欲しい。また、団体の解散に当たり、団体のソフト事業(研修等)の代替策の確保について、関係団体と適切に調整を行って欲しい。